平成29年度　筑波大学法曹学修生募集要項

　この制度は、本学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了後に司法試験受験のための学習環境を提供するものであり、本学東京キャンパス文京校舎の以下の施設を利用することが可能です。

　　・法曹自習室

　　・講義室およびゼミ室（自主ゼミに利用する場合のみ）

　　・大塚図書館

　　・全学計算機用東京サテライト

　　・学生用ロッカー（受入が多数となった場合は使用できないことがあります）

　なお、授業科目履修はできませんので、履修を希望の場合は科目等履修生に出願願います。

1. 受入対象者

　　次のいずれかに該当し、教員会議で受入が認められた者です。

1. 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
2. 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了した日の後の最初の4月1日

　　から5年を経過していない者

受入については、申請者が多数の場合は、修了年度が最近の方から優先し、さらに抽選を行う場合があります。**また、過去に本学が定めた規則に違反する行為を行った者は、受入を認めない場合があります。**

1. 受入期間

　受入期間は前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）のそれぞれ6か月単位で、本学法科大学院を修了した日後の最初の4月1日から5年の範囲で延長することができます（それまで法曹学修生であった者含め、半年毎に新規の申請が必要。）。ただし、第1学期末修了者及び第2学期末修了者が引き続き法曹学修生となる場合の最初の受入期間は、第1学期末修了者は8月1日から9月30日までの2か月、第2学期末修了者は12月1日から翌年3月31日までの4か月となります。

1. 出願書類
2. 筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書（本学所定用紙）　　1通
3. 誓約書　1通
4. 写真　1枚（出願前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもの〔縦3cm×横2.4cm〕）
5. 返信用封筒（長形3号〔住所・氏名を記入、切手不要〕）

※　③については、直近で法曹学修生であった者が期間延長を申請する場合は不要です。

1. 出願期間【郵送のみでの受付】

前期:　1月31日-2月6日　18:00までに郵送で本学東京キャンパスへ必着

後期:　8月22日-8月28日 18:00まで郵送で本学東京キャンパスへ必着

※出願最終日が祝日又は日曜日の場合は、翌平日18:00を本学東京キャンパス到着期限とします。

※法曹学修生の受入は6か月単位になりますので、前期に法曹学修生であった者が引き続き

後期の受入を希望する場合にも、後期の出願期間中に延長手続きをしてください。

※郵送代金は、出願者負担になります。

**※出願書類は、窓口では一切受け付けません。持参しても受け取りません。**

**※期限までに不着のものは、原則出願受付とみなしません。**

ただし、出願者本人の責に帰すことのできない事由で不着の場合を除きます。その場合は、出願者本人で郵送業者等に確認し、出願者本人の責に帰すことのできない事由を証明する書類を、出願者本人が窓口へ持参願います（それ以外の手段による提出は一切受け付けません）。

なお、出願者本人の責に帰すことのできない事由を証明する書類の提出期限は、出願最終日から3日後の18:00までを期限とします。

※出願書類受領後、受入を認められた者の番号と棚の割当場所については、以下の期間中、筑波大学法科大学院ウェブサイトおよび法曹専攻自習室前に掲載します。

前期:　 2月8日-2月14日　18:00まで掲載

後期:　 8月30日-9月5日　18:00まで掲載

**注) 受入の可否に関する判断理由および判断結果については、電話や窓口では、一切問合せに**

**応じません。受入の可否に関する判断結果については、出願者各自で、上記ウェブサイト又は法曹専攻自習室前の掲示を確認願います。**

1. 支払期間【3階窓口のみでの受付】

受入が許可された者は、以下の費用がかかりますので、出願者宛に郵送される本学所定の払い込み用紙により金融機関等の窓口で払い込みください。

なお、払込票にて支払いを行った後、払い込んだ明細表を下記期限までに窓口へ持参願います。

前期:　4月1日-4月7日　　18:00までに本学東京キャンパス窓口へ明細表を持参

後期:　9月13日-9月19日　18:00までに本学東京キャンパス窓口へ明細表を持参

1. 学修料　　 　前期（ 4月1日～9月30日　6か月分）　13,980円

　　　　　　 　　　 後期（10月1日～3月31日　6か月分）　13,980円

1. 身分証明書発行費　　　　　　　　　　　　　　　860円（当初受入時）

　※出願時、本学法科大学院在籍中の学生については、法科大学院修了後に実施される最初の

司法試験（受験の有無は関係しない）の合格発表が行われる9月まで、学修料は無料です。

**※払い込んだ明細表を上記期限までに3階窓口へ提出しない場合、理由のいかんを問わず、法曹学修生としての身分（自習室への入室権限等）を失います。**

**※いったん支払った学修料等は、理由のいかんを問わず、返還しません。**

1. **【新規申請者のみ】**学修生証取扱期間(3階窓口のみで、学生本人が身分証明書を持参して受領)

前期:　4月11日-4月17日　18:00までに本学東京キャンパス窓口で学生が受領

後期:　9月22日-9月28日　18:00までに本学東京キャンパス窓口で学生が受領

※原則、申請者本人が来室して受領願います。

(仮に申請者が海外出張等で不在の場合、申請者本人の代理者への委任に係る一筆を持参の上で、家族等といった代理者が受領することは可能です。ただし、代理者から申請者本人へ渡らなかった場合の責は申請者自身が負うものとし、大学では一切責を負いません。)

1. 荷物について

* 新規又は延長での出願を受理されなかった場合:
* 各自荷物を撤収願います。
* 新規又は延長で出願を受理された場合:
* 筑波大学法科大学院ウェブサイト又は法曹専攻自習室前にて、各自で棚の割当場所を確認願います。
* 教員会議により受入が認められたこと、および学修料等支払の要否を確認願います。
* 教員会議により受入が認められなかった場合、又は学修料等未払いの場合

→出願を取消し、その期間中は理由のいかんを問わず、法曹学修生の出願を受け付け

ません。荷物は各自で撤収願います。

※上記いずれのケースにおいても、3月30日(前期)および9月29日(後期)までに、荷物を自身で持ち帰らなかった場合は、3月31日13:00(前期)および9月30日13:00(後期)に、本学が撤去・処分します。なお、この撤去・処分について、一切の苦情・申立は受け付けません。撤去が適時になされないと在学生や他の学修生の荷物の配架に重大な影響を及ぼしますので、ご協力をお願い致します。

* 教員会議により受入が認められ、且つ学修料等が期限内に支払われた場合

→支払期間中に必ず荷物を移動願います。

本人が移動しなかった場合、4月7日19:00(前期)＆9月19日19:00(後期)に、本学が撤去・処分します。なお、この撤去・処分にあたり、一切の苦情・申立は受け付けません。撤去が適時になされないと在学生や他の学修生の荷物の配架に重大な影響を及ぼしますので、ご協力をお願い致します。

1. その他

　　・法曹学修生には、学生割引証及び通学証明書は発行されません。

　　・出願、受入手続にあたって本学が取得した個人情報は、受入に関する業務、学籍管理及

　　　び本人との連絡業務にのみ使用します。

1. 郵送・支払明細票提出・学修生証受領場所

　　筑波大学東京キャンパス文京校舎　社会人大学院等支援室法科大学院担当

　　（〒112-0012　東京都文京区大塚3－29－1）

　　(なお、電話や窓口では、受入の可否に関する判断理由および判断結果については、一切問合せ

に応じません。上記につきご意見等ある場合は、3階350号室の法曹専攻意見箱を通して行

ってください。)